

社会資本総合整備計画

「①滋賀県における集中的な総合的治水対策の推進（防災・安全）（重点）」

「②滋賀県における総合的治水対策の推進（防災・安全）」の事後評価

●委員

- ✓ 資料 23 頁で浸水戸数がなくなっていると記載されている。過去と比較して現在は家屋が増加しているが、同程度の雨が降った場合に浸水は発生しないのか。

○事務局

- ✓ 平成 9 年は河川から水が溢れて家屋が浸水している。河道を拡幅して川から水が溢れないようにして改修しているため、同程度の雨が降っても浸水被害は発生しない。

●委員

- ✓ 降雨量 200mm でも問題ないのか。

○事務局

- ✓ 10 年に一度程度の洪水を安全に流下できるよう整備している。雨の降り方によっては浸水することがあるかもしれないが、頻繁に振るような雨に対しては、治水安全度は向上している。

●委員

- ✓ 安心安全という言葉が一般的な中で「安全安心」という言葉を使うのはなぜか。資料では両方登場するが。

○事務局

- ✓ 河川整備により安全になり、安心して暮らすことができるという意図である。資料内で統一されていないのは申し訳ない。

●委員

- ✓ 未達成の部分についてはどのように処理を考えているか。

○事務局

- ✓ 今回未達成であるが、次期計画には今回の分も含め、整備を進めていく。

●委員

- ✓ 2020 年以降にコロナ禍もあった。物価変動により費用が大きく変わったと思うがどのように対応したのか。P. 20 の事業費は物価変動を考慮したものか。

○事務局

- ✓ 物価変動に応じて事業費を見直している。B/C の算定においても、物価変動分を考慮している。

●委員

- ✓ 旧百瀬川をショートカットして放水路を作っているが、普段は通水しているのか。7m も掘って地下水はどうだったのか。

○事務局

- ✓ 旧川には水が流れていない。天井川であり、普段は、水が流れていないことから、地下水への影響はなかった。

●委員

- ✓ 普段の雨水排水のみ流れるということか。

○事務局

- ✓ そのとおり。

●委員

- ✓ 目標値を達成できなかった理由として用地買収を挙げているが、具体的にどの河川か。

○事務局

- ✓ 真野川の用地取得が遅れたことが原因である。

●委員

- ✓ 40 年、50 年整備が進まずようやく最近工事を実施し始めた河川もある。予算を確保して遅れを取り戻してほしい。

●委員

- ✓ 18 頁の人口、世帯数、事業所数、耕作面積の 4 つの項目は国交省で決められたものか。滋賀県独自のものか。

○事務局

- ✓ 国で決められたものではない。費用対効果分析を行う際、B/C の B（便益）に関係する項目であるため、この 4 つについて確認した。

●委員

- ✓ 人口が増加傾向にある栗東市、草津市などはよいが他の地域はどうか。もう少し詳細に分析するのであれば、高齢率やそれに伴う施設、病院や避難所等考慮したほうがよいのでは。

○事務局

- ✓ おっしゃる通りであるが、そこまではできていない。金勝川、北川については資料のとおり B/C が大きな値となっており、他河川も B/C が 1 を大きく超えるものになっているので問題はないと考えている。

●委員

- ✓ 時間が経過すると再度土砂が堆積するのではないかと思うが、土砂流出を防止する堰堤を設置するなどの対策は考えているのか。

○事務局

- ✓ 土砂流出があった場合はその都度維持管理しており、川の中にたまったままにしないようにしている。大きな川については砂防と河川で連携しているところもあるがそうでないところもある。

●委員

- ✓ 百瀬川を新川へ切り替えたことによる環境への影響は。

○事務局

- ✓ 天井川であり、普段は水が流れていないことから、新川に切り替えたことによる環境への影響はほとんどないと考えている。

●委員

- ✓ B/C の評価対象期間はどのように設定したのか。

○事務局

- ✓ 整備が完了するまでと完了してから 50 年間である。

●委員

- ✓ 期間は何か決まりがあるのか。

○事務局

- ✓ 国のマニュアルに基づいている。

●委員

- ✓ 洪水浸水想定区域図を新たに作成されるが、地先の安全度マップはどうするのか。

○事務局

- ✓ 洪水浸水想定区域図については、令和 3 年の水防法の改正により追加で 443 河川作成する必要が生じた。降雨規模は想定最大規模となっている。一方、地先の安全度マップは滋賀県の流域治水条例に基づいて作成しており、10 年・20 年・200 年に一度の洪水の際に浸水する範囲を示した図面である。概ね 5 年に一度見直しを行うこととしており、今回の洪水浸水想定区域図の作成と同じタイミングで見直しを行い、公表する予定。

●委員

- ✓ 10 頁の 458 河川で作成する図面については、想定最大規模である 1,000 年に一度の洪水でオーバーフローするという解析条件で氾濫する範囲を示したもののか。

○事務局

- ✓ 地先の安全度マップと同じモデルを使用して計算をしている。条件としては堤防を越水するオーバーフローに加え、HWL 破堤と越水破堤の3パターンを考慮して計算している。

●委員

- ✓ 地先の安全度マップはこれらの越水を考慮したマップになっているのか。

○事務局

- ✓ 10 頁の地図の山間部については、地先の安全度マップでリスクを示していないエリアがある。今回の法改正では山間部であっても住宅があればリスクを示す必要があることから、洪水浸水想定区域図と地先の安全度マップともに山間部もリスクを表示するように作業を進めている。

●委員

- ✓ 現行の地先の安全度マップは、内水と15河川（洪水予報河川・水位周知河川）・琵琶湖の外水のみを考慮したものでよいか。

○事務局

- ✓ それに加え、平地部の中小河川の外水は考慮されている。山間部は考慮できていないので今回新たに考慮する。

●委員

- ✓ 河川整備をどれだけ行ったかがアウトプットであるが、P.24 の整備によって解消された浸水面積が今回のアウトカムになるのか。

○事務局

- ✓ そのとおり。

●委員

- ✓ この解消面積は内水を考慮したものか。

○事務局

- ✓ 河川改修により解消される浸水面積であり、内水は考慮していない。

●委員

- ✓ 百瀬川の旧川はどのような管理体制になるのか。

○事務局

- ✓ 旧河川は水が流れないことから一級河川から外して市町に移管することで調整中。

●委員

- ✓ 今後の方針（案）に記載されているしなやかとはどのようなイメージか。

●委員

- ✓ ある基準を満足すればよいというものでなく、想定を超えるようなことがあったとしても被害を軽減できる、という意味でよく使用する。滋賀県が独自で使っている言葉という印象ではない。